

		併存的債務引受	免責的債務引受
契約の態様	債権者と引受人の契約	可（民470条2項、472条2項前段）※ 1	
	債務者と引受人の契約	可（民470条3項、472条3項）※ 2， 3	
	債権者・債務者・引受人の三面契約	条文の規定はないが、可能と解されている。	
効果		債務者と引受人の間に連帯債務関係が生ずる（民470条1項）。	引受人は、債務者が債権者に対して負担する債務と同一内容の債務を負担し、債務者は、自己の債務を免れる（472条1項）。
引受人の抗弁		① 債務者が有していた抗弁の主張 → 引受人は、債務引受により負担した自己の債務につき、債務引受の効力発生時に債務者が主張できた抗弁を債権者に対抗できる（民471条1項、472条の2第1項）。	
		② 履行拒絶権 → 債務者が債権者に対して取消権・解除権を有するときは、引受人は、当該権利の行使により債務者が債務を免れる限度で、債権者に対する債務の履行を拒絶できる（民471条2項、472条の2第2項）。	